

国際教養大学奨学金給付規程

令和3年3月29日
理事長決定
規程第127号

(趣旨)

第1条 この規程は、国際教養大学（以下「本学」という）における奨学金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類については次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 留学時成績優秀者報奨奨学金
- (2) 修学継続支援奨学金
- (3) 緊急支援奨学金
- (4) AIU アンバサダー奨学金
- (5) AIU 秋田県外出身学生奨学金 修学支援奨学金
- (6) AIU 秋田県出身学生奨学金 わか杉奨学金

2 いずれの奨学金も給付型とする。

(事務の手続き)

第3条 給付に係る事務処理は学生課にて行う。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。